

町が実施する支援事業

新型コロナウイルス感染症緊急経済対策事業交付金

新型コロナウイルス感染症拡大防止対策に伴う自粛などにより消費活動が停滞し、特に大きな影響を受けた小規模事業者に対して固定経費にかかる負担の一部を支援します。

【対象】
感染症拡大防止対策により著しく売上が減少した次のいずれかに該当する事業者

- (1) 飲食店
- (2) 宿泊業(旅館業法(昭和23年法律第138号)に基づく宿泊施設)
- (3) 理髪店および美容院ならびに北海道の緊急事態措置に伴う休業要請の対象となる施設で、今年2月から5月のいずれかの月の売上などが前年の同月と比べて30%以上減少している

【申請期限】
1月29日(金)

【交付額】
店舗などの床面積に交付基準単価を乗じた額として、次の各号により算出した額

- (1) 算出された額が30万円に満たない場合は30万円
- (2) 算出された額が30万円を超え50万円に満たない場合は算定した交付金の額から1万円未満の端数を切り捨てた額
- (3) 算出された額が50万円を超える場合は50万円

【問い合わせ】
町商工会 ☎27-2456

あつまメール商品券

町内の消費回復等を目的としたプレミアム付き商品券を発行します。
※購入は完全予約制で、すでに予約は終了しています。

【プレミアム率】 35%

【購入期限】 1月29日(金)

【利用期限】 2月15日(月)

【問い合わせ】
町地域活性化商品券実行委員会(町商工会内) ☎27-2456

あつまフードエール商品券

町内飲食店における消費回復等を目的としたプレミアム付商品券を発行します。
※購入は町商工会での窓口販売限定で、売り切れ次第販売終了となります。

【プレミアム率】 50%

【利用期限】 2月15日(月)

【問い合わせ】
町産業経済課 経済グループ ☎27-2486
町商工会 ☎27-2456

あつまるカード活性化促進事業

町内の消費拡大とキャッシュレス決済の推進を目的として町内限定のICカード「あつまるカード」に1世帯5,000ポイントを付与します。

【対象】
1月29日(金)までの間の申請時点で厚真町に住所を有する世帯主、または世帯主が指定するあつまるカード所有者
※今年10月26日現在に住所を有する世帯主には一度申請書を送付しています
※申請書がない場合はお問い合わせください

【申請期限】 1月29日(金)

【ポイント使用期間】
ポイント付与日から令和5年3月31日(金)

【問い合わせ】
産業経済課 経済グループ ☎27-2486
町商工会 ☎27-2456



あつまメール商品券



あつまフードエール商品券

詳細は各問い合わせ先にご相談ください。

国、北海道、町が新型コロナウイルス感染症に関する各種支援事業を実施しています。
まもなく申請などの期限を迎える事業がありますので、忘れずにお申し込みください。

国が実施する支援事業

家賃支援給付金

売上の減少に直面する事業の継続をささえるため、地代・家賃(賃料など)の負担を軽減する給付金を給付します。

- 【対象】
以下の(1)から(3)すべてに当てはまる事業者
- (1) 新型コロナウイルス感染症の影響により売上が減少しており、次の①または②に該当する
 - ① 令和2年5～12月のいずれか1カ月での売上が前年同月と比べて50%以上減少している
 - ② 令和2年5～12月の連続する3カ月の売上合計が前年同期間と比べて30%以上減少している
 - (2) 令和元年以前から事業収入を得ており、今後も事業を継続する意思がある
 - (3) 法人の場合は、資本金または出資の額が10億円未満、または常時使用する従業員数が2,000人以下

【申請期限】 1月15日(金)

【給付額】
・個人事業主 最大300万円
・法人 最大600万円

【問い合わせ】
・農業者
JAとまこまい広域厚真支所 ☎27-2694
JAむかわ金融部営農相談課 ☎0145-42-2619
・漁業者
鶴川漁業協同組合本所 ☎0145-42-2055
町商工会 ☎27-2456
・林業者、商工業者、フリーランスなど
町商工会 ☎27-2456
・共通の問い合わせ先
家賃支援給付金コールセンター ☎0120-653-930

持続化給付金

営業自粛などにより特に大きな影響を受ける事業者に対して、事業の継続を支え、再起の糧としていただくため、事業全般に広く使える給付金を給付します。

- 【対象】
以下の(1)から(3)すべてに当てはまる事業者
- (1) 今年1月～12月の間で、ひと月の売上が前年同月比で50%以上減少している
 - (2) 令和元年以前から事業収入を得ており、今後も事業を継続する意思がある
 - (3) 法人の場合は、資本金または出資の額が10億円未満、または常時使用する従業員数が2,000人以下

【申請期限】 1月15日(金)

【給付額】
・個人事業主 最大100万円
・法人 最大200万円

【問い合わせ】
・農業者
JAとまこまい広域厚真支所 ☎27-2694
JAむかわ金融部営農相談課 ☎0145-42-2619
・漁業者
鶴川漁業協同組合本所 ☎0145-42-2055
町商工会 ☎27-2456
・林業者、商工業者、フリーランスなど
町商工会 ☎27-2456
・共通の問い合わせ先
持続化給付金事業センター ☎0120-279-292
または☎03-6832-6631 (IP電話)

北海道が実施する支援事業

経営持続化臨時特別支援金B

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、「新北海道スタイル」安心宣言の取組を実践するとともに、休業要請等の対象ではない方で、外出自粛などにより売上が大幅に減少した事業者に対して「支援金B」を支給します。

【対象】
右記の(1)から(3)すべてに当てはまる事業者

- (1) 北海道の休業要請などの対象施設管理者ではない
- (2) 長期間の外出自粛や自主的な休業などによりひと月の売上が前年同月比で50%以上減少している、国の持続化給付金を受給する
- (3) 「新北海道スタイル」安心宣言の取組を実践する

【申請期限】 1月31日(日)

【給付額】 5万円

【問い合わせ】 お問合せセンター ☎011-350-7262